資料7

第4次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況に関する質問及びその回答

○ 「施策番号」は第4次犯罪被害者等基本計画の施策番号を指す。

第1　損害回復・経済的支援等への取組

整理番号	構成員	施策番号	質問	回答	担当府省庁
1	太田構成員	5・6	民間の保険会社における研修において犯罪被害者への対応の仕方等は指導されているのでしょうか。また、監督官庁として、国土交通省や金融庁は保険会社に対し、犯罪被害者支援教育を行うように指導しているのでしょうか。	保険金の支払対象となり得る被害者やその家族・遺族が、民事訴訟の場等において、損害保険会社社員や代理人弁護士から、配慮に欠けた言葉を投げかけられること等によって、直接的な被害に加え、更なる精神的被害をも受ける、いわゆる「精神的な二次被害」については、金融庁としても、こうした二次被害が生じないよう、これまで損保各社に対して、「被害者やその御家族の心情面に寄り添った対応」を求めている。 特にこうした事態が発生しやすい交通事故については、昨年6月に、被害者団体や損害保険協会等と連携して二次被害の防止に向けた勉強会を開催したほか、損害保険業界においても、「交通事故被害者対応のハンドブック」を策定し、従業員への研修等を通じて社員への周知を徹底するなど、改善に向けた取り組みを進めている。 金融庁としてもそうした取組みを適切にフォローアップしていく。	金融庁
2	正木構成員	13	犯給制度見直しについての評価のために、見直し前と見直し後の申請件数・金額等が比較できる資料を準備していただきたい。 犯給制度における仮給付について、更なる推進のため通知を発出しているが、それにつき評価をするため、発出前と発出後の仮給付の件数、複数回申請の件数等を比較できる資料及び仮給付の増加や問い合わせの増加によって仮給付の業務が遅延していないか確認する必要があるので、申請から給付までの期間を比較できる資料を準備していただきたい。	政令改正から間もないことから、現時点において、政令改正前後の申請件数・金額等が比較できる資料を準備することは困難である。 令和5年7月24日付け教養厚生課長通達「犯罪被害給付制度における仮給付の更なる推進について」（警察庁丁教厚発第666号）の発出月以前8か月と発出月翌月以降8か月で比較した結果は次のとおり。※仮給付の支給につき、新たな申請手続は不要。 1　仮給付決定件数 発出月以前～18件 発出翌月以降～36件 2　1のうち、同一案件における2回目以降の仮給付決定件数 発出月以前～2件 発出翌月以降～3件 3　1回目の仮給付決定件数及び当該仮給付決定に係る平均処理月数 発出月以前8か月に申請、仮給付決定があったもの～5件、1.81か月 発出翌月以降8か月に申請、仮給付決定があったもの～23件、1.92か月	警察庁
3	假谷構成員	16	遺体搬送費は、全国で実施されているのか、実態はどうなっているのか、確認されたい。例えば、県をまたぐ移動は支給されないようである（大阪の事件で、大阪から兵庫県に移動する場合に、大阪府内での移動分しか出ず、以後は出ていない例があるようである）。知床の事件等ではどうなっているのか。	個別事案については、お答えを差し控えるが、一般論として申し上げれば、全ての都道府県警察及び海上保安庁においては、司法解剖後の遺体を御遺族の自宅等まで搬送するための費用を公費により負担し、御遺族の精神的・経済的負担の軽減を図っているところである。 都道府県の実情に応じ、一定の制限を設けているところであるが、警察庁においては、各都道府県警察に対して、個別事案に応じて、特に必要が認められる場合に制限を超える運用を可能とするなど、御遺族の負担軽減に努めるよう都道府県警察に対して指導しているところ。引き続き、指導の徹底に努めたい。	警察庁 国土交通省 （海上保安庁）
4	假谷構成員	17	見舞金・貸付金が、全国でどのように実施されているのか。WEBでのとりまとめは、●印だけで、いくら支給されるのか不明であり、金額も含めた開示をされたい。	金額等を含めた見舞金・貸付金制度の導入状況は、警察庁ウェブサイト（「政府の犯罪被害者等施策」→「地方公共団体の取組」→「地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する取組状況」→「地方公共団体における犯罪被害者等を対象とした見舞金・貸付金制度の内容」）において公表している。 （https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/toukei.html）	警察庁

5	假谷構成員	22	実査されていないというが、不要なのか。都営住宅等で十分に対応仕切れているということなのか。	自治体等から具体的な支障等について相談があった場合には、柔軟に対応してまいりたい。	国土交通省
6	假谷構成員	23	実態が不明である。説明されたい。	犯罪被害者等を含む住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進を図るため、説明会やHP等により、居住支援協議会及び居住支援法人等に係る制度を周知するとともに、居住支援協議会及び居住支援法人による居住支援の取組について、補助金により支援を行ってる。	国土交通省
7	假谷構成員	27	相談業務をしている方の業務量に比して、体制が足りていないと思われる。相談実績等を示されたい。	女性相談支援センターにおける来所相談人数は平成15年度から減少傾向にあり、直近で把握している令和4年度の来所相談人数は8,977人である。 女性相談支援センターの相談体制を整備・強化するため、厚生労働省においては、自治体が女性相談支援センター等に女性相談支援員（非常勤）を配置する際に必要な経費について補助を行うとともに、全国の女性相談支援センター向けの研究協議会の開催や、都道府県が女性相談支援センターに対して行う研修費用の支援等に取り組んでいる。	厚生労働省
8	假谷構成員	29	実態を示されたい。	警察庁においては、犯罪被害者等の一時避難場所借上げに要する経費及びハウスクリーニングに要する経費等を都道府県警察に補助しており、都道府県警察において、これら経費に係る公費負担制度を運用している。 【一時的に避難するための宿泊場所に要する経費の予算措置状況及び実施件数】 令和6年度予算措置：25,025千円 令和5年度中の実施件数：612件 【ハウスクリーニングに要する経費の予算措置状況及び実施件数】 令和6年度予算措置：17,118千円 令和5年度中の実施件数：6件	警察庁
9	假谷構成員	32	トライアル雇用助成金の支給実績を明らかにされたい。実効的ではない場合、より実効化する施策を検討されたい。	トライアル雇用助成金は、就職が困難な求職者等を無期雇用契約へ移行することを前提に、一定期間試行雇用（トライアル雇用）を行う事業主に対して助成することにより、求職者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とした制度であり、令和5年度の支給決定件数は2,154件、トライアル雇用期間終了後は約7割の者が常用雇用に移行している。引き続き助成金の適切な執行に努め、就職が困難な求職者等の無期雇用契約への移行を支援してまいりたい。	厚生労働省
10	假谷構成員	33・34	ハローワークできめ細やかな相談というが、具体的に何がされているのか。犯罪被害者の対応窓口や、犯罪被害者限定の職紹介等があるのか。ハローワーク等で、積極的に被害者が、被害者であると申告することは考えられない。果たして被害者のための施策を真剣に考えているのか分からない。もっと実効的な施策をとられたい。	ハローワークにおいては、様々な事情を抱えている求職者がいるため、求職者一人ひとりの状況に応じて、担当者制による支援や心理的援助等必要な支援を行っているところである。 御指摘の犯罪被害にあった者を対象とした専門窓口を設けることについては、本人のプライバシーの関係もあるため、慎重な議論が必要と考えているが、引き続き、犯罪被害者の方を含め求職者一人ひとりの状況やニーズを丁寧に把握し、必要に応じて関係機関とも連携しつつ、きめ細かな就職支援を行うよう指導してまいりたい。	厚生労働省
11	假谷構成員	35	犯罪被害者に対し、どのような配慮がされているのか不明。被害者に対し、具体的に何がされているか教示されたい。	個別労働紛争解決制度は、労働者と事業主の間に生じた労働紛争について、その分野を問わず対象としており、犯罪被害を契機に事業主との間で生じた労働問題に対しても、適切な相談対応や解決援助を行っている。 また、あらゆる分野の労働問題を対象にしていることをパンフレットの配布や厚生労働省ウェブサイトへの掲載等を通じて周知を図っている。	厚生労働省
12	假谷構成員	36			厚生労働省

13	伊藤構成員		被雇用者に対する休暇制度の周知はどのように行っているのか。厚労省ウェブサイト（働き方・休み方改善ポータルサイト）は事業者対象のようなので、情報が被害にあった被雇用者にも届くようにしてほしい。	働き方・休み方改善ポータルサイトは、労使で各事業場における働き方・休み方の見直しを図っていただくためのものであり、事業者のみを対象としているものではなく、被雇用者に向けた情報発信ツールとしても活用しているものである。 また、被害にあった被雇用者にも情報が届くようにするため、犯罪被害者等の被害回復のための休暇に係るリーフレットに休暇制度導入の意義や導入事例の情報を掲載するとともに、このリーフレットを全国の被害者支援センターに加え、都道府県警・地方裁判所・地方検察庁等にもお送りして周知に努めているところである。	厚生労働省
14	假谷構成員	37	休暇制度の導入実績は、どの程度あるのか。導入実績が少ないとすれば、実効化させるために、どのような施策を考えるか。パンフレットやポスター等を作っても、実効性があるか疑問。助成金等を導入しないのか。就業規則のひな形に盛り込まないのか。 厚労省が案内しているのだから、公務員が手本として制度の導入を実施すべきである。	国内企業における犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入状況は、令和5年4月時点で1.4%にとどまっている状況（※1）である。厚生労働省としては、休暇制度の周知や導入促進を図るため、御指摘のパンフレットやポスターの作成に加え、事例の収集と事例集の作成、配布、導入の意義や必要性等についての導入企業へのインタビュー動画の作成、これらコンテンツの働き方・休み方改善ポータルサイトにおける周知等に取り組んでいるところ。 また、休暇に対する賃金そのものを直接補助するものではないが、働き方改革推進支援助成金において、一定の要件はあるものの、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、その取組費用（就業規則の作成、専門家によるコンサルティング等に要する費用）の一部を助成しており、御指摘の助成金の導入については既に実施している。 なお、就業規則のひな形についても、リーフレット内で就業規則記載例を示している。 （※1）犯罪被害者等の被害回復のための休暇･･･1.4% 「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査（令和5年）	厚生労働省
15	假谷構成員		休暇制度については、公務員の制度を参考にする組織・会社がそこそこありそうに思える。公務員の被害者はどのような休暇制度を使えるのか教えてほしい。特別休暇の「官公署出頭」に含まれるのか。 公務員の事例を周知することも、休暇制度の導入の促進に繋がると考える。	国家公務員の休暇制度について、職員が被害者となった場合、現行制度においては、負傷・疾病（精神疾患含む。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、病気休暇（原則最大90日まで）が使用できるほか、無因性の休暇である年次休暇が使用できる。 なお、職員が、刑事訴訟法第223条に基づく参考人として官公署に出頭する場合は、人事院規則15―14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第1項第2号の休暇（官公署出頭の場合の特別休暇）が使用できる。	人事院
16	太田構成員	―	全国の死刑確定者のうち、令和5年度（又は、現時点でもよい）の自己契約作業の従事者は何名か（延べ人数ではなく）。支給された報酬の額の下限と上限、平均額は月額幾らくらいか。	令和6年3月末時点において、自己契約作業を実施している死刑確定者は全国で12名であったと承知している。 お尋ねの報酬額については、私人間の契約に関する事柄であり、統計としても網羅的に把握していないため、詳細についてはお答えいたしかねるが、1月当たりの平均的な報酬額はおおむね8千円程度であると承知している。	法務省
17	太田構成員	―	保護司が担当中の保護観察対象者に殺害されたのではないかとされる事件が問題になっています。担当中の保護観察対象者に殺害された事件は過去にないと報道されていますが、過去には放火犯の保護観察対象者に家に放火され、全焼したケースもあり、また保護司（元かも？）の出版した著書に対象者から暴力を振るわれたことがあると記述しているものもある。こうした、保護司が、対象者又は元対象者から犯罪被害を受けるケースが過去にどれくらいあったのでしょうか。可能な範囲で情報提供をお願いします。 保護司が、公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）を受けたときは、国家公務員災害補償法により補償や遺族年金を受けることができますが、公務の範囲は、保護司の場合、どのように扱われているのですか。例えば、面接外のときに対象者に殺害されたとか、元対象者によって殺害されたような場合も公務上の災害になるのでしょうか。 あと、物損が生じた場合、平成10年から国の予算に基づく損害保険や家族の人的被害に対する傷害保険制度が始まっていますが、その詳細な内容を教えてください。	保護司物損補償制度又は国家公務員災害補償制度による補償がなされた事案として把握している件数は、元保護観察対象者から被害に遭ったものも含め、平成24年度以降現在までに、保護司が保護観察対象者等から傷害等の人的被害を受けた事案は4件、金銭を窃取されるなどの物的損害を受けた事案は6件把握している。 次に、保護司が活動に関連して災害を受けた場合、それが公務に起因して発生した災害であると認められるときには、国家公務員災害補償制度による補償の対象となる。そして、公務に起因して発生した災害に当たるかどうかは、災害を受けた際の状況等に応じて個別に判断されることになる。 最後に、保護司物損補償制度は、平成24年度から開始している。 同制度については、保護司が居住する又は事業を行う敷地内の建物、付属建物・設備、家財、金銭について、保護観察対象者等から損害を受けた場合には最高で2,000万円を支給することとしており、保護司本人、同居の保護司家族や、保護司に雇用されている従業員等が保護観察対象者等から人的被害を受けた場合には、最高で1,000万円を支給することとしている。	法務省

18	太田構成員	―	米国軍人等による犯罪（不法行為）の被害者に対する日米地位協定に基づく補償（金）については、日本政府が査定をして米国政府に報告し、それに基づいて米国政府が被害者にex gratia（恩恵的な）補償金の支払いをするとあります。過去10年間に、こうした地位協定に基づく犯罪被害者に対し米国政府から支払われた補償金は、何件あり、金額はそれぞれ幾らになっているでしょうか。また、日本政府は、どのような基準に基づいて補償の査定を行っているのでしょうか。日本政府の査定額と米国政府の支払額に差がどれくらいあるのでしょうか。また、平成8年から、米国政府の支払額が損害賠償の債務名義の額を下回った場合、日本政府が差額を補填することになっているようですが、実際に補填が行われたのは過去10年に何件あり、額は幾らでしょうか。そのときの、日本政府の査定額と、米国政府の支給額は、それぞれ幾らだったでしょうか。 あと、日本政府が米軍人等による犯罪の場合だけ、損害賠償を補填することにした趣旨はどのようなものでしょうか。	（過去の10年間の補償金） 過去10年間（平成26年度から令和5年度まで）において、日米地位協定第18条第6項により米国政府が被害者に支払った慰謝料額は、支払件数150件、総額約2億22百万円である。 補償金額の査定については、国家賠償における算定の方法と同様に、事故等と相当因果関係のある範囲で通常生ずべき損害について、防衛省が公平かつ公正に請求額を査定している。 米国政府が被害者側に提示する慰謝料の額については、米国政府の判断に基づいて決定することとなるが、当該決定に当たっては、従来から、防衛省の査定を尊重しているものと承知している。 なお、各事案の査定額及び支払額については、個人のプライバシーにかかわるため、お答えは差し控える。 （過去の10年間のSACO見舞金） 日米地位協定第18条第6項の規定により被害者側から補償請求がなされ、かつ、被害者側が加害米軍人等を相手に訴訟を提起した場合において、訴訟により確定した損害額と米側支払額との差額を「SACO見舞金」として支給している。 過去10年間（平成26年度から令和5年度まで）において、防衛省がSACO見舞金として支払った件数は12件、総額は約1億48百万円である。 なお、各事案の査定額及び支払額については、個人のプライバシーにかかわるため、お答えは差し控える。 （米軍人等による犯罪の損害賠償を日本政府が補填することとした趣旨） 日米地位協定では、被害者救済の観点から、公務外の米軍人等の行為などから生じる損害の賠償請求の処理について規定している。この規定により、被害者の便宜を図るため、日本政府が補償金を査定し、米国政府との間で補償金支払いの調整を行っている。また、被害者が民事訴訟を提起することも可能である。 このような規定に加え、さらに、被害者救済を万全なものとするため、平成8年以降、日本にいるすべての米軍人、軍属及びそれらの家族を任意自動車保険に加入させる措置をとり、さらに、日米地位協定の規定の下での支払い手続を改善するため、被害者に日本政府が無利子融資する制度、被害者の必要経費を米政府が前払いする制度、米国政府の支払い額が民事訴訟での判決額を下回った場合に日本政府が差額を補填する制度などが導入されている。	防衛省 外務省

第2　精神的・身体的被害の回復・防止への取組

整理番号	構成員	施策番号	質問	回答	回答府省庁
19	太田構成員	41	第4次計画でも、医学部において犯罪被害者等への理解を深めるための教育を推進するとありますが、そうした動きは殆ど見られないように思われます。全国の国公立大学だけでもよいので、医学部において、3コマ以上、被害者学又は被害者支援に関する講義を行っているところは何カ所あるのか。	文部科学省では、医学生が卒業時までに身に付けておくべき必須の学修目標等を示した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」において、心的外傷後ストレス障害等の精神的被害に関する知識・技能を修得する学修目標を定めており、詳細なコマ数は把握していないが、全国の医学部でこれらの授業が行われていると承知している。	文部科学省
20	前田構成員		医学部授業において、どのくらい被害者問題が扱われているのか。また、卒後研修の中でどのように取扱われているのか。具体的に、ご教示ください。	文部科学省では、医学生が卒業時までに身に付けておくべき必須の学修目標等を示した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」において、心的外傷後ストレス障害等の精神的被害に関する知識・技能を修得する学修目標を定めており、詳細なコマ数は把握していないが、全国の医学部でこれらの授業が行われていると承知している。 厚生労働省では、臨床研修に関する省令の施行通知の中で、必修分野として、内科、外科、小児科、産婦人科、精神科、救急部門及び地域医療を位置づけており、このうち精神科の研修期間として4週以上を義務づけ、8週以上が望ましいとしている。 また、「精神科については、精神保健・医療を必要とする患者とその家族に対して、全人的に対応するために、精神科専門外来又は精神科リエゾンチームでの研修を含むこと。なお、急性期入院患者の診療を行うことが望ましいこと。」と定めている。 このような研修を通して、精神疾患に関する研修医の理解の促進を図っている。	文部科学省 厚生労働省

21	前田構成員	42	都道府県において、被害者の長期的な健康問題等を考える際に、精神保健福祉センターの役割は非常に重要と思われるが、かなり都道府県による差異があると思います。好事例というか、熱心に取り組まれているところがあればご紹介ください。	御指摘のとおり、精神に課題を抱える方への支援において、精神保健福祉センターの役割は重要なものであると考えている。好事例の収集等は行っていないが、精神保健福祉センターにおいては、精神障害者及び精神に課題を抱える方に対し、より身近な地域できめ細かく支援していくため、市町村及び市町村を支援する保健所と協働し、精神障害者等のニーズや地域の課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制の構築に向けて取り組んでいただいているものと承知している。	厚生労働省
22	假谷構成員		精神保健福祉センターに犯罪被害者が相談に行けるのか、制度の詳細が不明である。	精神保健福祉センターでは、犯罪被害者かどうかに関わらず、心の健康相談、精神医療の新規受診や受診継続に関する相談、思春期・青年期・高齢期等のライフステージごとのメンタルヘルス及び精神疾患の課題、それらを背景とした自殺に関連する相談、家庭内暴力やひきこもりの相談、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症等精神保健福祉に関する相談支援を行っている。	厚生労働省
23	假谷構成員	43	引き続き実施されたい。実施内容が不明瞭であり、意見を述べられない。	厚生労働省において、地域の格差なく迅速かつ適切な救急医療が提供されるよう、初期救急、二次救急及び三次救急の救急医療体制の整備を図る。また、総務省と連携し、救急救命士に対する指示体制や地域の救急搬送体制及び救急医療体制に係る検証・調整等、いわゆるメディカルコントロール体制の構築に係る実質的な調整を行うための協議会を全国に設置することにより、病院前救護体制の充実強化を図る。 令和3年4月から令和6年5月までの実施結果は次のとおり。 ・令和4年4月1日時点で、在宅当番医制（初期救急）は557地区、休日夜間急患センター（初期救急）は550カ所、病院群輪番制（二次救急）は387地区・2,729カ所、共同利用型病院（二次救急）は18カ所、令和5年12月1日時点で、救命救急センターは304カ所設置している。 ・令和5年8月1日時点で、都道府県メディカルコントロール協議会は47、地域メディカルコントロール協議会は250設置している。 ・メディカルコントロール協議会に関係する機関がメディカルコントロール体制に関する課題を整理するとともに、自己評価及び他のメディカルコントロール協議会から学ぶことができるよう情報共有及び提言の場として、全国メディカルコントロール協議会連絡会を6回開催した。	厚生労働省
24	假谷構成員	44	引き続き実施されたい。実施内容が不明瞭であり、意見を述べられない。	厚生労働省において、犯罪により受傷された患者に対していわゆる救急医療を提供するとともに、犯罪被害による精神的ケアにも応えるために、救急医療体制における精神科医との連携体制の確保を図る。	厚生労働省
25	假谷構成員	46	これは犯罪被害者一般に利用可能なのか。周知されていないのではないか。	「高次脳機能障害支援普及事業」において各都道府県に設置している支援拠点機関では、犯罪被害者かどうかに関わらず、高次脳機能障害当事者・家族等からの相談への対応等を行っている。	厚生労働省
26	前田構成員	47	思春期精神保健研修のなかで、犯罪被害、とりわけ性暴力被害に関するような内容の研修は含まれているのでしょうか。虐待等家庭内ばかりの問題ではなく、地域で起こる若年者の暴力被害に関する内容は含まれているのでしょうか。	「思春期精神保健研修」では、ひきこもり、家庭内暴力、不登校、児童虐待等児童思春期における様々な精神保健に関わる問題に対応できる人材を養成するための研修を行っている。また、「思春期精神保健研修」とは別に、「PTSD対策専門研修（犯罪・性犯罪被害者コース）」において、家庭内に限らず犯罪・性暴力被害者等に対する治療・支援等に対応できる人材を養成するための研修を行っている。	厚生労働省
27	假谷構成員		犯罪被害者のこどもたちのメンタルケアができる医療従事者数の実態はどうなっているのか。	犯罪被害者の子どもたちのメンタルケアに特化した医療従事者数については把握していないが、犯罪被害者の子どもかどうかに関わらず、児童・思春期における様々な精神保健に関わる問題に対応できる人材を養成するため、「児童・思春期精神保健研修」を実施しており、現在までにおおよそ1万人弱が受講している。	厚生労働省

28	假谷構成員	48	犯罪被害者のこどもへの具体的な援助の実態はどうなっているのか。	児童養護施設等に入所するこどもについては、複雑・重層化した背景から入所に至っており、こどもの背景を十分に把握した上で、必要な心のケアも含めて養育を行っていくとともに、家庭環境の調整も丁寧に行っている。 特に、心理的な支援を必要とするこどもに対しては、 ・その解決に向けた心理支援プログラムを策定する ・施設における他の専門職種との多職種連携を強化する など、施設全体で心理的な支援を行っている。	こども家庭庁
29	假谷構成員	49	犯罪被害者のこどもの里親成立実現数はあるのか。	犯罪被害者のこどもに特化した里親委託児童数等については把握していない。	こども家庭庁
30	假谷構成員	52	要保護児童対策協議会に取り上げられる基準。被害児童がどのくらい取り上げられているのか。どのような支援が受けられているのか。具体例を示して欲しい。	要保護児童対策地域協議会の対象として登録される基準は、児童福祉法第25条の2に定められた「要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（支援対象児童等）」となっている。 要保護児童対策地域協議会の対象として登録されているこどものうち、犯罪被害者のこどもに特化した数や具体的な支援については把握していないが、他の登録児童と同様、保護者の養育に関する相談やこどもの不安や悩みなどの相談に応じるとともに、必要に応じてこどもや家庭を支援するサービスや関係機関、専門機関につなぐなどの相談支援を行っている。	こども家庭庁 （文部科学省）
31	島村構成員	53	学校の先生やスクールカウンセラー等に犯罪被害に特化した研修を受けていただくことは非常に重要であると認識している。 ただその一方で、学校における業務の多さ・大変さ等に鑑みると、より実現可能性が高いのは、実際に犯罪被害が生じ、身近な児童や生徒が被害者や御遺族となってしまった段階で、彼らの周りにいらっしゃる方たちがアクセスできる研修動画がより必要なのではないかと思った。 彼らとどう接すればよいのか、心構え、対応にあたって特に注意すべき点、配慮すべき点、何か異変等に気づいたときにはどこにどのようにつないでいくのがよいのか等の内容がコンパクトにまとまって学べるような教材があると、先生たちとしても実際に学んだ知識を即活用できて助かるのではないかと思った。	文部科学省では、学校の先生やスクールカウンセラー等を対象とした犯罪被害に特化した研修等で活用していただくため、教育委員会に対し、犯罪被害者等施策や犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の相談窓口の周知を図るとともに、警察庁が作成した犯罪被害者等支援に関する動画を紹介するなどし、学校の先生やスクールカウンセラー等が被害者や御遺族に適切に対応できるよう取り組んでいきたい。	文部科学省
32	假谷構成員		スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、犯罪被害の支援にどういった取り組みをしているのか。被害少年と加害少年がいる場合に、被害者に対し、どのような対処をできているのか。	自治体においては、例えば次のような対応がなされている。 スクールカウンセラー：被害者に寄り添ったカウンセリングを行い、その内容に応じて警察や医療機関等の情報を提供している。 スクールソーシャルワーカー：被害者から聞き取った情報に基づき、警察や児童相談所等の関係機関と被害者をつないでいる。	文部科学省
33	假谷構成員	55	被害少年のカウンセリングは、どこに申し込めばいいのか。家庭内虐待の場合も対応されているのか。	犯罪や児童虐待等による被害少年から相談等があった場合には、個々の事情に応じて計画的なカウンセリング等を実施しているため、まずは警察署又はヤングテレホンコーナー等の都道府県警察の少年相談窓口へ御相談いただきたい。	警察庁
34	假谷構成員	56	どこに公表されているのか。実施件数も公表されたい。	カウンセリングの公費負担制度全体の利用件数は、犯罪被害者白書において公表している。令和5年度中における同制度の利用件数は3,466回であった。	警察庁
35	假谷構成員	58	警察からや、一般の病院で案内するための施策を検討されたい。 実績はどうか。	実践的な事例を盛り込んだ「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」を厚生労働省ウェブサイトに掲載して周知しているが、具体的な活用実績については、把握していない。	厚生労働省

36	假谷構成員	59	全国共通番号にどの程度の件数の電話がかかってきているか。全国共通番号の後の流れはどうなっているか。	全国共通番号への架電によって受けた相談を含め、性犯罪・性暴力被害者のワンストップ支援センターへの相談件数は、年間69,100件（令和5年度）となっている。なお、各センターで電話による相談を受ける際に、全国共通番号を経由したものを区別して対応しておらず、全国共通番号への架電による相談件数の集計は行っていない。 相談を希望する方が、全国共通番号に架電すると、発信地域の情報から、その地域の都道府県のセンターに自動転送する仕組みとなっており、当該センターにおいて、相談者の意思を尊重しつつ、必要な支援を提供している。	内閣府
37	假谷構成員	61	ワンストップ支援センターの設立相談は、どこでどのくらいあるのか。	厚生労働省に寄せられたワンストップ支援センターの設立相談はなかった。	厚生労働省
38	正木構成員	63 （176）	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和6年4月施行）に基づく、性被害に対する支援内容を教えてほしい。 今年度モデル事業としていくつの都道府県が実施しているのか。具体的なモデル事業の実例について教えてほしい。	女性相談支援センターや女性相談支援員に対し、性犯罪・性暴力被害を受けた女性から相談があった場合は、被害者の立場に立って相談に応じるとともに、必要に応じて性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の支援機関とも連携を図りながら支援を行っている。具体的には、女性相談支援センターの職員や女性相談支援員が医療機関の受診に同行したり、被害者の心身の被害が大きい時や緊急に保護することが必要と認められる場合は女性相談支援センターの、一時保護所において一時保護を行うほか、中長期的な支援が必要な場合には女性自立支援施設において心理的ケアを含めた日常生活の回復に向けた支援等を行っている。 令和3年度に創設した「困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業」について、本事業は困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）の構築・運営に必要な会議費等について補助するものであり、令和5年度まで補助金の交付実績はないが、協議会の設置や運営に当たっては補助金を利用せずに行っている自治体が多くあるものと承知している。	厚生労働省
39	假谷構成員	64	引き続き実施されたい。犯罪被害者対応の専門職はあるのか。働きかけの結果、専門研修は行われたのか。	犯罪被害者等対応の専門職としては、例えば、都道府県警察における部内カウンセラーとして配置されている公認心理師や地方公共団体の総合的対応窓口等に配置されている社会福祉士等が挙げられる。 犯罪被害者等支援に関係する専門職の職能団体等に働きかけを行った結果、警察庁から講師を派遣するなどの形で、「全国各都道府県団体会員会長懇談会『犯罪被害者等支援に関する現状と課題』」（一般社団法人日本臨床心理士会）、「第4次犯罪被害者等基本計画についてのe-ラーニング講座」（公益社団法人日本社会福祉士会）、「司法・犯罪分野委員会研修会『犯罪被害者等の支援について』」（公益社団法人日本公認心理師協会）等の研修が実施されている。 引き続き、働きかけを行ってまいりたい。	警察庁
40	假谷構成員	65	引き続き実施されたい。犯罪被害者対応の専門職はあるのか。働きかけの結果、専門研修は行われたのか。		警察庁 （厚生労働省）
41	假谷構成員	66	引き続き実施されたい。犯罪被害者対応の専門職はあるのか。働きかけの結果、専門研修は行われたのか。		警察庁 （文部科学省） （厚生労働省）
42	假谷構成員	67	引き続き実施されたい。犯罪被害者対応の専門職はあるのか。働きかけの結果、専門研修は行われたのか。		警察庁

43	假谷構成員	70	犯罪被害に特化して何が行われているのか。犯罪被害に特化して問題事案はどの程度あったか。	医療機関等に対しては、犯罪被害者等を含む個人の受診情報が流出することがないよう、「診療情報の提供等に関する指針」（平成15年９月12日付け厚生労働省医政局長通知）を発出し、厚生労働省ウェブサイトに掲載している。 「診療情報の提供等に関する指針」においては、犯罪被害に特化した記載はないものの、医療従事者は、患者の同意を得ずに、患者以外の者に対して診療情報の提供を行うことは、医療従事者の守秘義務に反し、法律上の規定がある場合を除き認められないことを明記している。 なお、医療機関等において犯罪被害者等を特定することが困難であるため、件数は把握していない。 健康保険の保険者に対しては、第三者求償を行う際に犯罪被害者等の受診情報等が流出することがないよう、「第三者求償に係る犯罪による被害を受けた者等に関する情報の取扱いについて」（令和６年２月１日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）を発出した。なお、現時点において問題事案として保険者等から報告を受けているものはない。	厚生労働省
44	假谷構成員	71	犯罪被害に特化して問題事例をどのくらい把握しているか。	金融庁においては、各保険会社から提出される個人情報漏洩に関する報告等の内容を確認し、保険会社に対するモニタリングを行っている。漏洩事案の中には、例えば交通事故の被害者として保険金を受け取る方の個人情報に係る漏えい事案も含まれるが、犯罪被害者に係る個人情報か否かにかかわらず、事案の重大性・悪質性等に応じて必要な行政上の対応を行うことが重要と考えている。このため、御指摘の犯罪被害者に特化した問題事例を定量的にお示しすることは困難である。 引き続き、個人情報の取扱いに関し、保険会社に問題があると認められる場合には、保険業法に基づき、当該保険会社に対する検査・監督を通じて適切に対応していく。	金融庁
45	太田構成員	72・74・75	三重県朝日町の殺人被害者遺族が仮釈放された加害者を自分の居住地域で見かけたとして、法務省に要望書を提出したそうです。仮釈放の前の段階で行う生活環境調整では、被害者遺族の近くに帰住しないように調整することが一般的になっているはずですが、どうしてあのようなことが起こったのでしょうか。説明を求めます。隣町くらいならいいだろうということで帰住させたのか、それとも仮釈放後の保護観察において被害者の居住地域の近くに転居することを保護観察所が許可してしまったのでしょうか。或いは、遠方に帰住させたのに、たまたま保護観察対象者が遺族の居住地域に勝手に行ってしまったのでしょうか。 それから、被害者等通知制度では、仮釈放後の大凡の帰住地（というか、保護観察を担当する保護観察所の所在地）を被害者に通知することができるはずですが、三重のケースでは、遺族は知らなかったようです。被害者等通知制度を利用していなかったということでしょうか。だとすれば、まだ被害者等通知制度や更生保護における被害者者施策の広報が足りていないということだと思います。	個別の事案については、お答えを差し控えさせていただきたい。 一般論として申し上げれば、加害者に対する矯正施設収容中の生活環境の調整においては、被害者等の御意向も考慮しつつ、加害者の希望する帰住予定地が被害者等の居住地に近接していないかどうかなどに留意するよう努めており、必要に応じ、他の地域、施設等への帰住を調整する場合もある。 また、被害者等通知制度には、当該制度を利用される被害者等への通知事項として「保護観察を実施する保護観察所の名称等」が含まれており、加害者の保護観察開始後速やかに保護観察所から通知することとしている。 被害者等通知制度など更生保護における犯罪被害者等施策の広報については、令和５年１２月の改正更生保護法の施行に合わせてパンフレット等を刷新したほか、令和６年４月には、更生保護における犯罪被害者等施策に関する動画を法務省ウェブサイト及びYouTube法務省チャンネルに掲載するなどして周知に努めているところ。 引き続き、生活環境の調整等を行うに当たっては、被害者等の御意向等を十分に考慮して対応するほか、更生保護における犯罪被害者等施策の周知にも努めてまいりたい。	法務省

46	伊藤構成員	72	被害者等通知制度の運用について、 ①「加害者の処遇状況等に関する事項の情報」とは具体的にどのような内容を通知しているのか。また、しょく罪指導プログラムの実施状況等についてもどのような内容か教えていただきたい。 ②同制度の通知希望者数と実際の通知者数の差は。各希望者が複数回利用しているということか。 ③通知した被害者からフィードバックをもらうなどして、同制度を更に改善していく予定はあるか。	① お尋ねについては、受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項であれば、収容されている刑事施設の名称及び所在地、懲役刑の作業名、改善指導名、制限区分、優遇区分、褒賞の状況、懲罰の状況を通知している。また、保護観察中の処遇状況に関する事項であれば、特別遵守事項の内容、保護観察官及び保護司との接触回数、社会貢献活動の実施状況等を通知している。さらに、しょく罪指導プログラムの実施状況等については、 ・ 当該プログラムの受講を開始したときはその旨及びその年月 ・ 当該プログラムの受講を終了したときはその旨及びその年月 ・ 当該通知を行う対象となる期間の末時点において当該プログラムを受講中であるときはその旨 を通知することをしている。 ②③ 被害者等通知を希望した方に対して、一つの事件につき、処理結果、公判期日、裁判結果などのように、手続の進捗に応じて複数の通知がなされることがあることから、希望者数を通知者数が上回っているものと承知している。 令和2年10月に、かねてからの被害者の方からの御要望を踏まえて、死刑を執行した事実等を通知することとしたほか、更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会における御意見等を踏まえ、令和5年12月から、加害者の社会貢献活動の実施状況等についても通知事項とするなどの対応をしており、今後も、被害者等からの声を踏まえ、制度の在り方を検討してまいりたい。	法務省
47	太田構成員	73	心神喪失者等医療観察法の入院、通院対象について、事件のことや被害者のことを振り返らせることが可能かつ適切な場合があるのか。その場合、どのような処遇を行っているのか教えてほしい。	医療観察法に関するガイドラインにおいては、対象者の社会復帰の早期実現を目標として、「他害行為について認識し、自ら防止できる力を獲得する」ことや「被害者に対する共感性を養うこと」等が記載されている。 事件当時を振り返ることが対象者の社会復帰の早期実現につながるかどうかは、対象者の病状等により異なるため、一概にお答えすることは困難である。	厚生労働省
48	假谷構成員		入院又は通院処遇開始後の被害者等への情報提供の機会及び範囲の拡大をどのように考えているのか。	医療観察制度の対象となった加害者の入院又は通院処遇（地域社会における処遇）開始後、被害者等はいつでも保護観察所に情報提供の申出ができ、情報提供は申出を受理した後速やかに行うほか、令和5年12月の通達等の改正により、被害者等が継続的な情報提供を希望される場合は、再度の申出を受けることなく、処遇段階の変更等の事情が生じた場合にも情報提供を行うこととした。 また、情報提供の内容は、加害者の氏名、処遇段階、その開始・終了年月日等であり、令和5年12月の通達等の改正により、処遇終了時の情報提供の内容に「終了事由」を追加した。 今後の本制度の拡充等に関しては、運用状況や医療観察制度の対象となる加害者の社会復帰の促進や個人情報の保護等の観点も踏まえ、総合的に考慮すべきものと考えている。	法務省
49	假谷構成員	76	仮釈放中の特異動向等の情報提供をした例はどのくらいあるか（数）。	お尋ねの件数については把握しておらず、お答えすることは困難である。	法務省 警察庁
50	假谷構成員	77	被害者にも連絡されているのか。実施されているとのことだが、連絡を受けないので分からない。	警察では、16歳未満の者を対象とした暴力的な性犯罪を犯して、懲役又は禁錮の罪を執行された者について、法務省からその出所情報の提供を受け、再犯防止に向けた取組を実施している。 具体的には、出所者の居住先を警察官が訪問して所在を確認し、その同意が得られれば面談を行うほか、求めがあれば地方自治体が行う支援の窓口を紹介するなどしている。 このように、再犯防止措置は、子供対象・暴力的性犯罪で服役して出所した者を対象とする取組であるので、被害者への連絡は行っていない。	警察庁
51	假谷構成員	82	スクールサポーターがどれくらい稼働しているか。	スクールサポーターは、退職警察官等から成る非常勤職員であり、その活動状況は様々であるが、学校と警察との緊密な連携を図るため、日々、担当する学校への定期的な巡回活動、いじめ等の学校における少年の問題行動への対応等を行っている。	警察庁 （文部科学省）

52	假谷構成員	86	引き続き実施されたい。支援措置の実施には、半年ごとに役所へ行かなければならないか。引っ越した場合に、引っ越し前の役所に行かなければならず、遠隔地の実家に身を寄せている場合等に、交通費と時間を要するのが、負担が大きい。あとは、引っ越し先の役所で手続できるようにするなど。	DV等支援措置については、被害者に係るDV等被害の状況がケースごとにさまざまに変化し得ることから、期間を一年と定め、申出があれば状況を確認して延長することとしている。また、支援措置の実施に関する最終的な判断は市町村長において主体的に行う必要があり、延長の際には書類の提出だけでなく、市町村において申請者の詳細な状況を確認する必要があるため、出頭を求めている。 また、引っ越しをして住民票を異動した場合には、異動先の自治体に対して新たに支援措置の申出を行うこととなるが、その際、申出者が、住民票や戸籍の附票の除票を保存する他の市町村に対して、併せて支援措置を求める場合には、その旨を併せて申出書に記載することとしている。したがって、除票を保存する引っ越し前の自治体への出頭は不要である。 なお、本人の出頭が難しい場合には、代理人による手続も可能となっている。	総務省
53	假谷構成員	89	プレスリリース時に、被害者が希望しない場合に、被害者の名前を出さない対応はとれないのか。原則出さないとし、例外的に開示する場合を定めることはできないか。	警察においては、犯罪被害者等関係者のプライバシー等の権利利益、公表することによって得られる公益、公表が捜査に与える影響等を個別の事案ごとに総合的に勘案して、発表の適否やその内容について組織として判断、決定しているところ。警察としては、引き続き、被害者御本人や御遺族等の意向も十分に尊重して発表の適否やその内容を個別に判断していくこととしたい。	警察庁
54	假谷構成員	92	児童虐待への連携対応は望ましいが、どこが主導して行っているのか。被害者支援センターの支援がされていないのではないか。	配偶者等からの暴力事案に伴う児童虐待対応については、「DV対応と児童虐待対応の連携強化のためのガイドライン」に基づき、配偶者暴力相談支援センター等により情報提供を受け、ケースに応じてではあるが、主に児童相談所にて対応している。 また、各都道府県の被害者支援センターにおいては、児童相談所等からの問い合わせや相談があれば、可能な範囲において必要な支援を行うものと承知している。	こども家庭庁 警察庁
55	假谷構成員	95	具体的には、どのような体制がつくられているのか。合同研修等は実施されているのか。スクールソーシャルワーカーは、どの程度配置されているのか。	具体的な体制については、各学校の状況等に応じて適切に構築されているものであるが、文部科学省としては、各学校において、管理職、養護教諭、学級担任、学年主任、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等による校内チーム体制を構築するとともに 、児童相談所や医療機関、警察等の関係機関との連携体制を構築するよう促している。 また、学校や教育委員会、市町村、児童相談所の担当者を対象とした合同研修が毎年実施されており、文部科学省においては学校や教育委員会に参加を促している。（今年度についても8月に実施予定） 【令和4年度対応学校数】 20,508校	文部科学省
56	假谷構成員	97	引き続き実施されたい。好事例よりも、問題事例について周知はされているのか。	こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会においてとりまとめられている「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について」では、児童虐待によるこどもの死を決して無駄にすることなく、今後の再発を防止することを目的としてこれまで19次にわたり検証、報告が行われてきた。本報告では、現地調査（ヒアリング調査）を行い各事例について関係機関ごとの各課題や対応策をまとめており、地方公共団体において参照し互いの役割等の理解を深めることで、関係機関間の連携の質の向上に役立つよう掲載している。	こども家庭庁
57	假谷構成員	98	実施件数はどの程度あるのか。児童虐待防止コーディネーターの活動実績を知りたい。	「DV対応・児童虐待対応連携強化事業」（女性相談支援センターに、社会福祉士や保健師資格を有する者等を児童虐待防止対応コーディネーターとして配置し、児童相談所等と連携を図る事業）について、令和5年度は10自治体に対して国庫補助を行った。	厚生労働省
58	假谷構成員	99	提言は、どこに示されていますか。	令和5年9月にとりまとめられ、公表された「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について第19次報告」において、「2　課題と提言」として地方公共団体への提言と国への提言が掲載されている。	こども家庭庁

59	假谷構成員	100	ガイドラインの策定は実施されたのか。公表されているのか。	令和5年5月、地方公共団体が加害者プログラムを実施する際の留意事項について「配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項」として整理し、地方公共団体に配布するとともに、内閣府のウェブサイトにおいて公表している。	内閣府
60	假谷構成員	101 (154)	特別改善指導の受講者が、年間530人というのは少ないのではないか。これにより被害弁償につながった事例はどの程度あるのか。効果検証の結果は公表されているのか。	特別改善指導「被害者の視点を取り入れた教育」は、「被害者の命を奪い、又はその心身に重大な被害をもたらすなどの罪を犯し、被害者及びその遺族等に対する謝罪や被害弁償について特に考えさせる必要がある者」を対象として実施しており、（御指摘のとおり）令和4年度の受講開始人員は530名であった。 もっとも、当該指導の対象とならない者であっても、被害者やその遺族等の被害に関する心情や置かれている状況等を理解させ、罪障感を養うための指導を実施する必要がある者に対しては、一般改善指導として「被害者心情理解指導」を実施しているほか、これら二つの改善指導を受講させる以外にも、被害者等の心情等を理解させるための各種取組も行っている。 以上のように、被害者等の心情等を理解させること等を目的とした指導や取組を様々実施しているところ、同一人に対して、これらの指導等を複合的に実施する場合もある上、被害弁済をした要因は、これらの指導等以外にも様々なものが想定されることから、特別改善指導「被害者の視点を取り入れた教育」の効果のみによって被害弁済がなされたかどうかを一概にお答えすることは困難である。加えて、法務省として、特別改善指導の受講者等が被害弁済をした件数については把握していないため、その件数について、お答えすることも困難である。 また、特別改善指導の「被害者の視点を取り入れた教育」の効果検証の在り方については、令和5年度から検討を続けているところである。	法務省
61	假谷構成員	102	特別遵守事項として、被害者への弁償について適切に定められているか。また、定められた場合に、弁償が履行されているかをどこまで確認しているのか。弁償しないと明言している場合に、仮釈放の取り消し等を行っているか。その件数は。	更生保護法において、被害者等に対する弁償について特別遵守事項で定めることは想定されておらず、被害弁償等に向けた指導が必要な場合には、生活行動指針に設定して指導している。 昨年12月に改正更生保護法が施行され、保護観察対象者が遵守すべき事項（一般遵守事項）として、「保護観察官又は保護司から、…被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにとった行動の状況を示す…ものを明らかにするよう求められたときは、これに応じ、その事実を申告し、又はこれに関する資料を提示すること。」が追加されたところ。 こうした規定に基づき、例えば、保護観察対象者に対し弁償金の振り込み状況が記録された通帳の提示を求めるなど、必要な実態把握を行いつつ、保護観察官による指導を適切に実施してまいりたい。	法務省
62	假谷構成員	104	加害者から被害者に対する賠償がされた事例はどの程度あるか。贖罪のためのプログラムが実施されているとは思えない。	保護観察処遇段階における被害弁償の件数は把握していないものの、保護観察においては、被害者のある重大な犯罪をした保護観察対象者に対し、犯した罪の大きさを認識させ、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応するよう促すことを目的とした「しょく罪指導プログラム」を実施している。 令和4年10月からしょく罪指導プログラムを改定し、内容を充実させるとともに実施対象を拡大したところであり、令和5年は全国で1,502件実施した。	法務省

63	假谷構成員	105	ストーカー等、再被害の実態を把握しているか。ストーカーの法定刑懲役1年で短すぎ、出所してすぐに再犯することの抑止になっていない点は、法定刑を重くする方向での改正が必要ではないか。ストーカーが、探偵等を用いて、被害者情報を集めることができており、これを防止する方策を検討されたい。	再被害の実態について、警察では、「再犯」に係る統計を把握している。 具体的には、令和3年からストーカー事案として検挙された者のうち「過去にストーカー規制法で検挙されている場合」又は、「当該者の犯歴がストーカー事案に係るものと認定できる場合」のいずれかに該当する場合は、ストーカー事案の再犯者として把握しているところ。 令和5年中のこの条件に該当する検挙件数は186件であり、検挙件数（ストーカー規制法、他法令違反の検挙件数から重複した件数を除いたもの）2,642件に対する割合は7.0%である。 （参考） 令和3年中　検挙件数　124件　5.1%（2,412件に対する割合） 令和4年中　検挙件数　163件　6.5%（2,527件に対する割合） なお、平成30年1月から3月までの間にストーカー行為者として初回警察措置（ストーカー規制法に基づく警告、禁止命令等又は検挙）を講じた加害者について令和2年12月末時点での約2年間を期間とする再発状況を追跡するサンプル調査を実施したところである。 対象期間中に初回警察措置を講じた加害者634名のうち、同一人物に対して再発した者は62名であり、その割合は9.8%であった。	警察庁
64	假谷構成員	107	被害者支援室の方は、被害者対応の理解が進んでいるように思われるが、各署に被害者支援室の設置はされているか。被害者支援室につなぐよう、周知はされているか。なお、交通事故に関し、警察段階での捜査が不十分、ずさんで立件に至らないなどの例があり、不満が大きいので、対応策を検討されたい。	都道府県警察においては、警察本部に犯罪被害者等支援を担当する部署を設置しているほか、全警察署等において、専門的な支援が必要とされる事件が発生した場合に犯罪被害者等支援活動を実施する「指定被害者支援要員」を配置している。	警察庁
65	假谷構成員	109	司法面接の実施実績等。	検察・警察・児童相談所と連携して、それらの機関のうちの代表者がいわゆる司法面接的手法を用いて被害者等から聴取を行うものを、一般に代表者聴取と呼んでいる。 その実施件数について、現時点で把握している限りでお答えすると ① 児童が被害者等である場合の代表者聴取の近年の実施件数については、 ・ 令和2年度　2,125件 ・ 令和3年度　2,429件 ・ 令和4年度　2,722件 であり、 ② また、障害を有する性犯罪被害者を対象とする代表者聴取の近年の実施件数については、 ・ 令和3年度　201件 ・ 令和4年度　324件 である。 （注1 被聴取者ごとに1件と計上。ただし、1人の被聴取者について複数の事件がある場合、事件ごとに1件と計上。） （注2 障害を有する性犯罪被害者を対象とする代表者聴取は、その試行が令和3年4月1日から開始（試行庁は、部制庁である13庁）され、令和4年7月1日から試行庁が全国の地方検察庁に拡大されている。）	法務省 （警察庁） （こども家庭庁）
66	假谷構成員	112	弁護士会から検察官向けに講師を派遣しているが、更生保護官署、社会復帰調整官等への講習が行われているか。	これまでも、法務省保護局で主催している被害者担当官を対象とした研修において、弁護士の講師を招き、弁護士が実施している犯罪被害者支援について講義いただいている。また、社会復帰調整官に対する研修では、被害者等への対応について、専門家（大学教授等）や実務家による講義を実施している。さらに、全国の更生保護官署においては、弁護士会等が主催する研修や勉強会に参加している。 引き続き、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等を実施し、職員の対応の向上に努めてまいりたい。	法務省
67	假谷構成員	113	弁護士職務経験の派遣先が被害者事案を実施しているとは限らない。被害者の弁護活動を行った者はどのくらいの割合含まれているか。	法務省においては、お尋ねのような観点から網羅的・統計的に把握しておらず、お答えすることは困難である。	法務省

68	假谷構成員	118	民生委員・児童委員が、犯罪被害者支援を実施している例はどの程度あるのか。研修を行った地方公共団体が97とのことだが、母数に対する割合は。	お尋ねの犯罪被害者支援の実施状況については把握していない。 また民生委員に対する研修事業の実施主体は都道府県、指定都市、中核市であるため、お尋ねの令和4年の母数は129であり、実施割合は75%である。	厚生労働省
69	假谷構成員	121	司法面接の実施件数。	検察・警察・児童相談所と連携して、それらの機関のうちの代表者がいわゆる司法面接的手法を用いて被害者等から聴取を行うものを、一般に代表者聴取と呼んでいる。 その実施件数について、現時点で把握している限りでお答えすると ① 児童が被害者等である場合の代表者聴取の近年の実施件数については、 ・ 令和2年度 2,125件 ・ 令和3年度 2,429件 ・ 令和4年度 2,722件 であり、 ② また、障害を有する性犯罪被害者を対象とする代表者聴取の近年の実施件数については、 ・ 令和3年度 201件 ・ 令和4年度 324件 である。 （注1 被聴取者ごとに1件と計上。ただし、1人の被聴取者について複数の事件がある場合、事件ごとに1件と計上。） （注2 障害を有する性犯罪被害者を対象とする代表者聴取は、その試行が令和3年4月1日から開始（試行庁は、部制庁である13庁）され、令和4年7月1日から試行庁が全国の地方検察庁に拡大されている。）	法務省 （警察庁） （こども家庭庁）
70	假谷構成員	122	引き続き実施されたい。片面的遮へいの実施件数。片面的遮へいのためのマジックミラーの備品はいくつあるか。	法務省においては、お尋ねの片面的遮へいの実施件数及び片面的遮へいのための備品の数については把握しておらず、お答えすることは困難である。	法務省

第３　刑事手続への関与拡充への取組

整理番号	構成員	施策番号	質問	回答	担当府省庁
71	太田構成員	132	公判前整理手続に、被害者から委託を受け被害者参加弁護士になろうとする弁護士を参加させることは、現在、どれくらい行われているのですか。以前は裁判所の裁量で被害者の弁護士を参加させることもあったと聞いていますが、最近は、余り認められないとも聞きます。統計はないと思いますので、検察側の実務的な感覚としての現状をお聞かせください。被害者自身が公判前整理手続に出席したとする方もいますが、被害者が参加を認めれるようなケースも実際にはあるのですか。	法務省においては、お尋ねのような観点から網羅的・統計的に把握しておらず、また、被害者や被害者参加弁護士に公判前整理手続の傍聴を認めるか否かは、個々の事案における裁判所の判断によるものであることから、法務省として、お答えすることは困難である。 その上で、一般論として申し上げれば、（現行法上、公判前整理手続への被害者や被害者参加弁護士の出席や傍聴に関する規定はないが、）検察当局としては、被害者や被害者参加弁護士が公判前整理手続等の傍聴を特に希望する場合には、その理由、被害者や被害者参加弁護士が公判整理手続に同席することの弊害の有無・程度、弁護人の同意の有無等を考慮して相当と認めるときは、当該希望の事実を、手続を主宰する裁判所に伝えるなどの配慮をしているものと承知している。	法務省
72	假谷構成員	137	検察官から少年事件被害者への説明が十分にされているとは思えない。確実に実施されるよう検討されたい。 傍聴件数の数が少ない理由は何か。	（少年事件の被害者への説明について） 検察庁においては、犯罪の被害に遭われた方やその御遺族の御希望に応じ、事件関係者の名誉やプライバシー等の保護の要請に配慮しながら、必要な事項について、丁寧に説明し、そのお気持ちにできる限り応えられるよう努めており、この点については、少年事件の被害者対応においても基本的に変わることはなく、今後とも、法令の許す範囲で、犯罪の被害に遭った方や御遺族の方々の心情等に配慮し、適切な説明に努めていくものと承知している。 ただし、少年事件の審判については、検察官が関与することなく進行する事案が多く、そのような事案について審判の状況を検察官において説明することは困難である。そのため、そのような場合には、検察官は、適宜、家庭裁判所の窓口を案内するなど、丁寧な対応に努めているものと承知している。 （傍聴について） 被害者による少年審判の傍聴については、少年法上、家庭裁判所の許可が必要とされており、裁判所の判断に関わる事柄について、法務省としてお答えすることは困難である。 一般論で申し上げると、少年法上、家庭裁判所は、故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪等、一定の罪の被害者等から申出がある場合において、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質等を考慮して、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、被害者等の傍聴を許すことができることとされている。	法務省
73	假谷構成員	143・144	引き続き実施されたい。わいせつ物品データの削除等の運用状況。	押収物の没収が可能な場合には、検察当局において没収の求刑をし、没収の裁判が確定した場合には、廃棄処分をしているものと承知している。 他方、当該押収物が没収の対象物ではなく、没収の裁判がない場合には、これを被押収者に還付しなければならないこととされているところ、被害者保護の見地から押収時の状態での還付が相当でない場合には、捜査機関が被押収者に対し、所有権放棄や画像の消去に応じるよう説得するなどといった対応が行われているものと承知している。 本年6月20日に施行された性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第4章の規定により、検察官が保管する押収物に記録されている性的姿態等撮影罪に当たる行為等により生じた画像について、行政手続として、その電磁的記録の消去又は押収物の廃棄ができることとなったことも含めて、被害者の保護がより一層図られるよう、このような規定の趣旨を踏まえた適切な運用に努めているものと承知している。	法務省
74	假谷構成員	147	死亡事案であれば、重大悪質な交通事故事件に含まれるのか。死亡案件で、適切な捜査がされていない例も散見される。	警察庁では、「被害者連絡実施要領の改正について(通達)」（令和5年7月10日付け警察庁丙刑企発第19号ほか）により、「死亡ひき逃げ事件」及び「車両等の交通による人の死亡があった事故」等を重大な交通事故事件と定義して被害者連絡の対象事件としており、お尋ねの死亡事案については同事件に含まれる。	警察庁

75	太田構成員	153	受刑者の場合、被害者との面接は認めるものとすることと被害者からの信書の受信は原則としてそのまま受刑者に交付するものとすると平成19年の矯正局長依命通達で規定されていますが、被害者遺族による死刑確定者への面会や信書の送付件数は、原則として認められていますか。或いは、認めないこともあるのですか。或いは、被害者遺族の弁護士を通じた死刑確定者への信書や面会であれば、認められることが多いのですか。実際に、遺族による死刑確定者への面会の申出は年に何件程度あるのか。うち、何件が認められているのですか。	死刑確定者との面会や信書のやり取りについては、刑事施設の長が裁量によりその許否を判断することとされており、法令に従い、個別具体的に判断することとなる。 また、お尋ねの件数についてはいずれも統計として把握しておらず、お答えすることは困難である。	法務省
76	正木構成員	154	心情伝達が処遇プログラムに生かされているのか、処遇プログラムに限らず何らかの形で生かされた場合の実例について、資料提供していただきたい。	個別の実例については回答を差し控えるが、被害者等から心情等を聴取したときは、刑事施設においては処遇要領を、少年院においては個人別矯正教育計画を策定及び変更するに当たって、当該内容を考慮することとしており、一般的には、当該処遇要領等に基づき、「被害者の視点を取り入れた教育」を含めた指導等を充実させることで、被害者等の心情等の理解や被害弁償に向けた行動の具体化等に向けた働き掛けを行っている。	法務省
77	太田構成員	156	令和5年12月から受刑者や少年院での被害者心情聴取・伝達制度が施行されましたが、報道でも実際のケースがたくさん報道されてたりしています。現在までの、刑事施設、少年院それぞれの申出件数、実施件数、回答（被害者への通知）件数のほか、大凡の内容をデフォルメしてご教示頂きたい。損害賠償について求める内容のものはあったかどうかもお願いします。	法務省矯正局として把握している統計としては、運用を開始した令和5年12月から本年5月までの期間において、刑事施設において受理が44件、聴取が36件、伝達が32件、少年院において受理が15件、聴取が14件、伝達が10件であったと承知している。 個別事案の詳細な内容については、被害者の方々のプライバシーに配慮する必要があり、差し控えたい。	法務省
78	正木構成員		矯正施設における心情伝達が運用開始されたが（令和5年12月）その実情を資料として提供していただきたい。		法務省
79	伊藤構成員		刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度について、「同制度の安定的な運用及び制度の充実化に向けて蓄積された事例等を踏まえながら、必要に応じて、各種検討を行う」とあるが、具体的にどのような検討を行うのか、どのような事後評価を行うのか、現時点で予定していることを教えていただきたい。	お尋ねについては、蓄積された事例等を踏まえながら、今後、必要な検討を行ってまいりたい。	法務省
80	武構成員	156・159～162	加害者が満期で出所した場合、支援がありませんので考えていただきたい。 多くの遺族の人たちは、収容施設に満期まで入ってほしいという思いだが、満期で出所した後の支援がないために、仮釈放前の意見を言うときに、本来の気持ちを抑えて保護観察を望んだ方が良いのか等、悩みを抱えている。また、それまでにもらっている通知で、加害者の態度が変わらず悪い等と分かっているので出所後への怖さや不安を抱えている。	加害者の満期出所後も含めて、様々な機関により被害者等への支援は実施されているものと承知しているが、法務省としては、保護観察所において、加害者が満期で出所した場合にも、犯罪の被害にあわれた方やその御遺族に対する支援として、被害者等からの相談に応じ、その悩みや不安等を傾聴し、その軽減を図る等している。また、上述の傾聴のほか、例えば、福祉事務所、公共職業安定所、民間支援団体である被害者支援センターといった関係機関等を紹介し、又は被害者等から関係機関等への連絡や相談を補助し、その円滑な利用を支援するなどしているところ。引き続き、被害者等の意向に配慮しつつ適切な支援を実施していきたい。 なお、刑事施設においては、令和4年6月の刑法等の一部改正により、昨年12月から、被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用を開始し、被害者等の心情等を考慮した加害者処遇を実施していくこととされたところ、同改正の趣旨を踏まえ、被害者の方々のお気持ちを十分に踏まえた加害者処遇に努めていく。具体的には、受刑期間全体を通じて被害者等の心情等を考慮した改善指導を実施すること等により、加害者の反省や悔悟の情を深めさせ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促していく。	法務省

81	假谷構成員	159	一層適切な運用というのは何が変わったのか。	令和5年12月から施行された改正更生保護法において、保護観察等における措置をとるに当たっては、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等を十分考慮すべき旨等が定められ、また、犯罪被害者等の申出により地方更生保護委員会が聴取を行う意見等の内容に、生活環境の調整及び仮釈放等の期間中の保護観察に関する意見が含まれた。 これを踏まえて、具体的には、例えば、保護観察所の長は、被害者等から聴取した意見や心情等を考慮して、保護観察の実施計画の作成や特別遵守事項の設定等を行うこととするなど、必要な規定の改正等を行うとともに、被害者等からの意見等聴取の方法として、利便性の向上のため、オンラインによる聴取も実施できるよう改正を行った。	法務省
82	假谷構成員	160	弁償について遵守事項を入れたということは、被害弁償がされていない事案を把握しているか。 全保護観察対象者のうち、遵守事項の類型に加えられた（被害弁償に関する内容を入れた）件数はどのくらいあるのか。 遵守されているかの検証はどのように実施しているのか。	昨年12月に改正更生保護法が施行され、保護観察において全ての保護観察対象者が遵守すべき事項（一般遵守事項）として、「保護観察官又は保護司から、…被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにとった行動の状況を示す…ものを明らかにするよう求められたときは、これに応じ、その事実を申告し、又はこれに関する資料を提示すること。」が追加されたところ。 全国における被害弁償の実施件数については把握していないものの、こうした規定に基づき、保護観察所では、例えば、保護観察対象者に対し弁償金の振り込み状況が記録された通帳の提示を求めるなど、個々の事案について必要な実態把握を行いながら、保護観察官による指導を実施している。	法務省
83	假谷構成員	162	具体的な賠償計画を立てたのは何件か。賠償計画を立てるにあたり、被害者に意向を問い合わせているか。聞かないのはおかしいのではないか。賠償計画に則って賠償がされているのか。	保護観察処遇段階における賠償計画に関する件数は把握していないが、令和5年にしょく罪指導プログラムを実施した件数は、1,502件である。 保護観察所においては、心情等聴取・伝達制度等により聴取した被害者等の心情等を十分も踏まえつつ、被害者等に対しての慰謝の措置を講ずることを生活行動指針として設定するなどして、被害弁償に向けた指導を行っている。	法務省
84	假谷構成員	164	更生保護官署への研修は、弁護士会・被害者団体においてもあまり聞かないが、実施されているのか。	毎年、仮釈放等の許否を判断する地方更生保護委員会の新任委員を対象とした研修を行っている。本年も、犯罪被害者等の心情や犯罪被害者等が置かれている状況に一層配慮した仮釈放等の審理がなされるよう、犯罪被害者等の意見等を踏まえた仮釈放等の審理を実施するために適切に反映させることに関する講義を実施した。犯罪被害者等の心情や犯罪被害者等が置かれている状況に一層配慮した仮釈放等の審理がなされるよう、講義内容の更なる充実に努めてまいりたい。	法務省

第４　支援等のための体制整備への取組

整理番号	構成員	施策番号	質問	回答	担当府省庁
85	正木構成員	179	性犯罪被害に遭った児童生徒への対応ハンドブック等を作成している都道府県はいくつあるのか。 代表者聴取との関係で、記憶の汚染への配慮が重要で、その視点をもった対応体制の整備が必要だと思料するが、全国的にそのような取り組みはなされているのか。その具体的内容について教えてほしい。	文部科学省において御指摘のハンドブック等を作成している都道府県の数を網羅的に把握しているものではない。一方、生徒指導の基本的考え方をまとめた「生徒指導提要」（令和4年12月改訂）において、児童生徒の記憶の変化の可能性も含め、児童生徒への対応のあり方をまとめ、各都道府県教育委員会等に周知を行うなど、学校における相談体制の強化を進めている。	文部科学省
86	正木構成員	195	福祉・心理関係の専門機関等の連携について、紹介にとどまらず、より積極的な連携を行った事例はあるのか、その具体的内容を教えてほしい。 また、上記専門職を非常勤で雇用して連携している例はあるのか。	法務省においては、お尋ねのような観点から網羅的・統計的に把握していないが、一般論を申し上げれば、検察当局においては、民間の被害者支援団体等と連携し、 ・ 被害者が検察庁や裁判所を訪れる際の同行や、 ・ 被害者の証人尋問への付添い といった支援を行っているものと承知している。 また、地方自治体や福祉施設等関係機関との的確な調整を行うため、社会福祉の専門家である社会福祉士を雇用している例はある。	法務省
87	前田構成員	231	被害者のメンタルヘルスに関してどのような調査が行われているのか具体的にご教示ください。	現在、厚生労働科学研究にて、「精神保健医療福祉施設におけるトラウマ（心的外傷）への対応の実態把握と指針開発のための研究」を行っている。	厚生労働省